

事務事業の概要		検出事項		監査の結果																												
<p>1 査察の実施 府教育委員会では、府立学校その他教育機関における職員の服務及び事務処理の状況並びに施設・設備の維持、管理、防災及び学校徴収金等について実地に調査し、事務能率の向上及び災害発生の防止を図ることを目的として、査察を実施している。(大阪府立高等学校等査察要綱)</p> <p>(1) 公費及び私費に係る支出事務、備品・公有財産の管理等を実地に調査(公費は、平成23年度から査察対象)</p> <p>(2) 例年6月から1月にかけて概ね全体の1/3(60校程度)を対象として実施</p> <p>(3) 従事者数 4～5名(うち1名が班長)</p> <p>(4) 多くの学校で不備事項を検出</p>		<p>1 不備があった学校への指導が不十分である。</p> <p>(1) 不備事項に対する措置の確認を、誰が、どのように行うかが要綱等に明記されていない。</p> <p>(2) 措置確認は、当該校担当の班長まかせになっており、組織として行う仕組みになっていない。また、当該確認状況の記録もされていない。</p> <p>(3) 学校が査察における指導に対応しておらず、不適切な事務処理が是正されないまま放置されているケースがある。</p>		<p>1 査察本来の目的が果たされていない。査察で発見された不備事項に対する是正・確認の方法などについてルールを明確にする必要がある。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">査察実施校数</th> <th colspan="3">不備事項あり</th> </tr> <tr> <th>校数</th> <th colspan="2">件数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>公費</th> <th>私費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>85</td> <td>64</td> <td>—</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>134</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>63</td> <td>57</td> <td>71</td> <td>134</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 私費とは、生徒・保護者の負担とされる経費であり、学校徴収金(学年費、教材費、生徒会費等)と団体徴収金(PTA会費)がある。</p>		年度	査察実施校数	不備事項あり			校数	件数					公費	私費	H22	85	64	—	94	H23	57	55	134	129	H24	63	57	71	134	<p>2 査察結果を全校に活かす仕組みが不十分である。 他校に対する査察結果の周知については、随時、ポータルサイト(グループウェア)に掲載せず、年度末に取りまとめて掲載している。また、研修等での伝達も一定期間経過後に主だったものを説明するにとどまり、速やかに是正すべきとの注意喚起がなされていない。</p>		<p>2 査察結果の他校への周知・注意喚起による不備事項の再発防止に向けた指導が十分行われておらず、学校が査察結果を活かしきれていない。 査察の成果を学校が活かすことができるよう、各校の査察の結果や不備事項の再発防止に向けた留意事項を、全校に速やかに周知徹底する必要がある。</p>
年度	査察実施校数			不備事項あり																												
		校数	件数																													
			公費	私費																												
H22	85	64	—	94																												
H23	57	55	134	129																												
H24	63	57	71	134																												
<b>事務事業を所管する教育委員会事務局の見解</b>																																
<p>1 教育委員会では事務能率の向上等を図る目的で、他部局にはない独自の取組みとして教育機関に対する「査察」を実施している。</p> <p>2 査察では、毎年教育委員会の限られた人員を有効に活用しながら、広範な学校事務について効率良く指導することに努めている。「不備があった学校への指導が不十分」「査察結果を全校に活かす仕組みが不十分」というご指摘については、学校事務の状況、教育委員会の体制も考慮しながら、今年度中に統一した対応のルールを検討するとともに、周知の方法についても改善する。</p>																																
<b>委員意見</b>																																
<p>1 検出された不備事項について、指導から一定期間までに報告を受け、確認・記録するルールを定め、査察に係る要綱を改正する等の取組をされたい。</p> <p>2 査察において検出された不備事項を全校に適時に注意喚起するため、例えば、事例の内容を即時に全校へメール配信するとともに、配信した内容をポータルサイト上で類型化し参照できるようにするなど、効果的な情報発信に努められたい。</p>																																

## 措置の内容

- 1 検出された不備事項については、平成 25 年 9 月以降に実施する査察から、査察結果の通知に際して概ね 1～2 か月の是正期間を設け、文書で措置状況の報告を求めることとした。
- 2 査察結果等の注意喚起については、年度単位でポータルサイトに掲載していた査察結果を査察実施後 2～3 か月後に掲載するなど早期に情報更新することとした。また、重要な事例については、全校に通知文書を出して注意喚起を図った。さらに、9 月以降開催の研修会において上半期の監査結果とともに査察の不備事項結果一覧を配布するなど学校へ情報提供を行った。